

平成24年度仙台市消防救急デジタル無線設備活動波整備工事共通仕様書正誤表

P-2 1.7 無線装置の異メーカー間相互接続の保証

(正) 「緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（平成21年6月4日付消防庁告示第十三号）」、及び「消防救急デジタル無線共通仕様書」に準拠し、平成21年消防庁告示第十三号にて規定された必須機能については異メーカー間における相互接続性を保証すること。

(誤) 「緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（平成21年6月4日付消防庁告示第十三号）」、及び「消防救急デジタル無線共通仕様書」に準拠し、平成21年消防庁告示第十三号にて規定された必須機能については異メーカー間における相互接続性を保証すること。

既存消防指令台との消防救急デジタル無線を接続するためのインターフェース等の協議は乙の責任において行うこととし、これらにかかる費用も乙の負担とする。

P-2～3 1.8 指令系システム及び無線回線制御装置等の接続保証

(正) 既存指令系装置等の接続及び機能の連動等については乙が責任をもって実施するものとする。

インターフェースのうち、共通仕様書、設計図書に記載されていないものについては、別途発注の既存指令システム改修業務受託者と連携及び調整を行い、無線設備及び指令系システムが確実に動作・運用できるようにすること。

なお、これらに係る費用は本工事に含むものとする。

(誤) 既存指令系装置等の接続及び機能の連動等については乙の責任において行う。この場合の費用等は乙が負担とする。

指令系システム要件実現において、共通仕様書、設計図書に記載されていないインターフェース及び既存システムに障害を与える恐れのあるインターフェースについては指令系システムに合わせることとし、指令系システム改修受託者と連携・調整を行い、確実に接続し、動作・運用できるよう乙の責任において実施すること。

指令系システムとの接続、調整等に係る一切の費用は乙の負担とする。